

※ 新入生で、かつe-Shienにより個人番号カードを使用して自己情報を提出した方への、制度のご案内

令和5年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度
国と県の学費支援制度のご案内
(広島城北高等学校新入生)【令和5年7月分～】

1 学費支援制度の概要

(1) 高等学校等就学支援金制度(国の制度)

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

(2) 授業料等軽減補助金制度(県の制度)

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設維持費などの実質的に授業料に相当する費用(以下、「授業料等」と言います)を軽減する制度です。※下表A, B区分のみ対象

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当(相殺)されます。
生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意ください。

2 支援の対象となる生徒

次の計算式によって計算した額(保護者全員の合算)が、30万4,200円未満の世帯は、表の区分に応じて授業料が軽減されます。

30万4,200円以上(年収約910万円以上)の世帯は、学費支援制度の対象外です。

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 ※1

※1 政令指定都市の場合は、「調整控除額」に3/4を乗じて計算

計算式の額 (保護者等全員の合算)	毎月の授業料等			【参考】 世帯年収目安 あくまで目安です (上記の計算式に基づきます)
	【支給対象項目】			
	授業料40,000円・設備維持費2,000円			
	就学支援金 支給(軽減)額	軽減補助金 支給(軽減)額	生徒負担額※2	
A 0円	33,000円	9,000円	0円	～ 約270万円
B 51,300円未満	33,000円	9,000円	0円	約270万円 ～ 約350万円
C 154,500円未満	33,000円	【対象外】	9,000円	約350万円 ～ 約590万円
D 304,200円未満	9,900円	【対象外】	32,100円	約590万円 ～ 約910万円
304,200円以上	【対象外】	【対象外】	42,000円	約910万円 ～

※2 授業料及び施設整備費を対象として、月額の上限は5万円です。PTA会費・生徒会費・諸費等は対象外です。

○ 保護者の「課税標準額」「調整控除額」は、マイナポータル「わたしの情報」から確認できます。※3

※3 マイナンバーカードが必要です。

○ 住民税が未申告の方は課税標準額の確認ができないため受給資格認定や支給決定ができません。役場で令和5年度分の申告手続きを行ってください。

3 支援制度利用の「継続意向の登録」及び「収入状況の届出」について

所得の確認に用いる地方住民税は、毎年6月頃に前年中の所得に基づく税額が決定されます。そのため、毎年7月に、7月から翌年6月までの支援について、当該年度の税額で審査します。利用者マニュアル(③継続届出編)を確認の上、e-Shienを操作し、「継続意向の登録」及び「収入状況の届出」に入力してください。

なお、保護者等の変更があった場合は、保護者等情報変更届出も併せて入力してください。

【入力期限】 9月11日(月)

(裏面に続く)

4 留意事項

手続き後に税額変更や死亡、離婚、養子縁組などによる親権者の変更があった場合は、速やかに学校へご連絡ください。届出等を行っていただきます。

5 家計急変による特別認定制度について

入学前または年度途中で保護者等の失業、疾病等により当該世帯の収入が激減した場合（家計急変）や生活保護受給者となった場合、収入状況等が課税額に反映され、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。支給額や授業料等軽減補助金支給が増額となるまでに時間を要します。そのため、県では変動後に前表中のAまたはB区分相当となった場合、生徒が継続して就学することを支援するため、特別に支給額を増額し、授業料等を早急に軽減する制度があります。

上記の理由等で家計急変があった場合は、速やかに学校にご相談ください。

6 その他の支援制度について

県では、この他に経済的にお困りのご家庭に対して支援制度（給付金等）を設けています。各制度の詳細は、令和5年度の案内が届き次第、本校ホームページ等を通じて随時ご案内します。

【参考】「授業料等軽減制度」https://hiroshimajohoku.ed.jp/school/student/senior_noufu/



- ・ e-Shienへのアクセス
<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



- ・ 利用者マニュアル（③継続届出編）



- ・ 利用者マニュアル（④変更手続編）

